

## 工事請負契約書における請負代金額変更の規定(スライド条項)

### 豊橋市工事請負契約約款

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

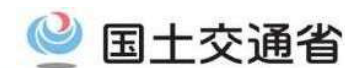
8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

全体スライド

単品スライド

インフレ  
スライド

# 国交省直轄工事におけるスライド条項の取扱いについて



価格変動が・・・

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能

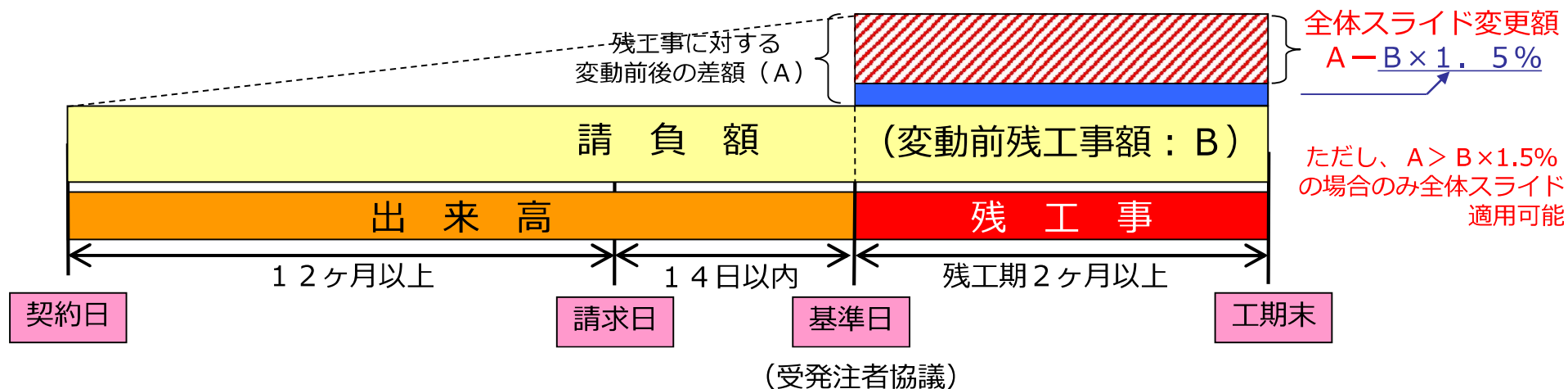
# 長期にわたる比較的緩やかな物価変動に伴う請負代金額の適切な変更 国土交通省

## 長期にわたる工事期間中の比較的緩やかな価格水準の変動に対応

工事請負契約書 第 25 条第 1～4 項 (全体スライド条項)

- 1 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 項以下 (略)

### 全体スライド (工事請負契約書第 25 条第 1 項～第 4 項)



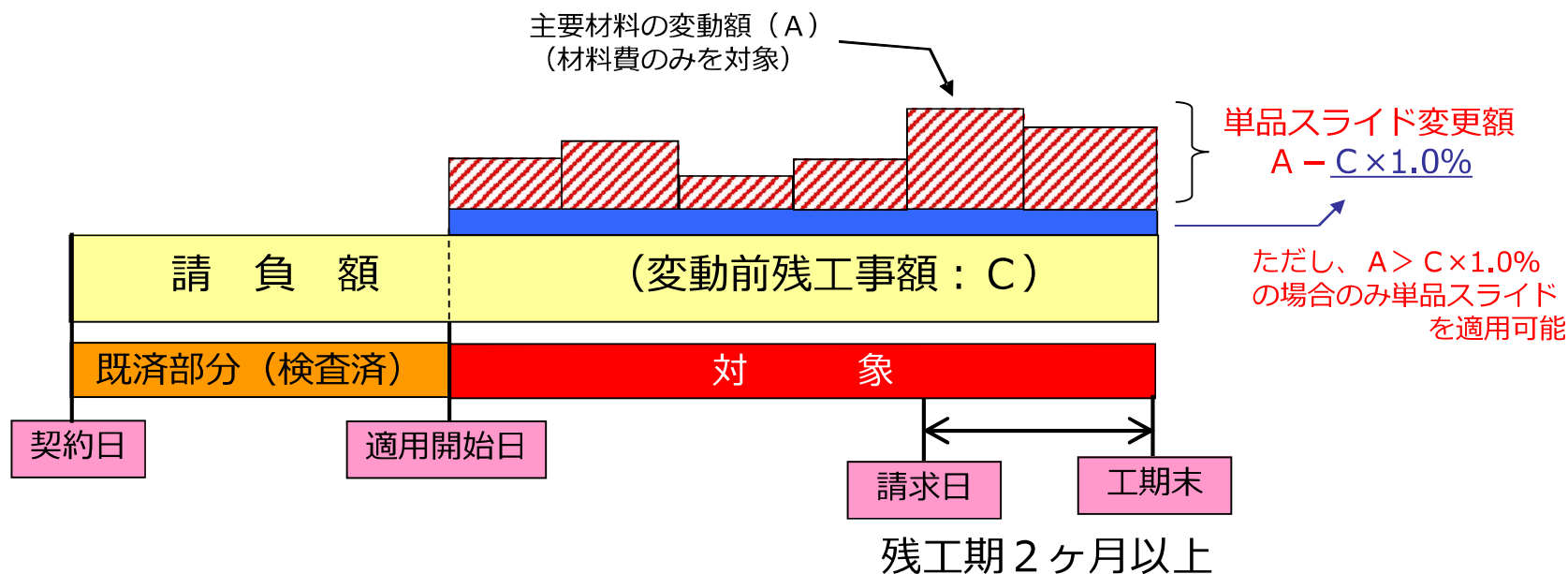
## 資材の価格の著しい変動に伴う請負代金額の適切な変更

### 資材の価格が著しい変動を生じた場合に適用

工事請負契約書 第 25 条第 5 項 (単品スライド条項)

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

### 単品スライド (工事請負契約書第 25 条第 5 項)



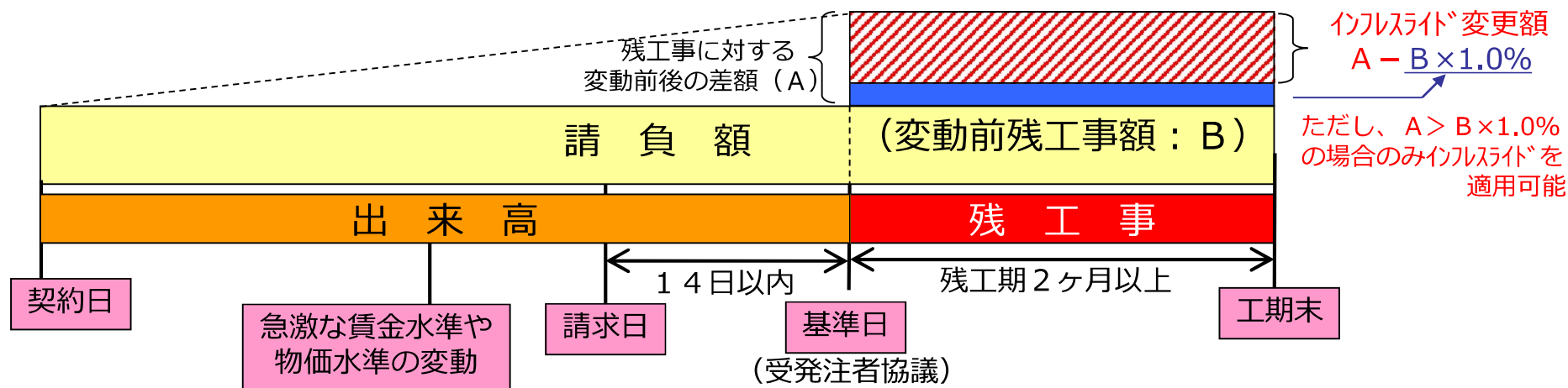
## 急激な物価変動に伴う請負代金額の適切な変更

### 工期内の予期できない特別の事情による、急激なインフレ等に対応

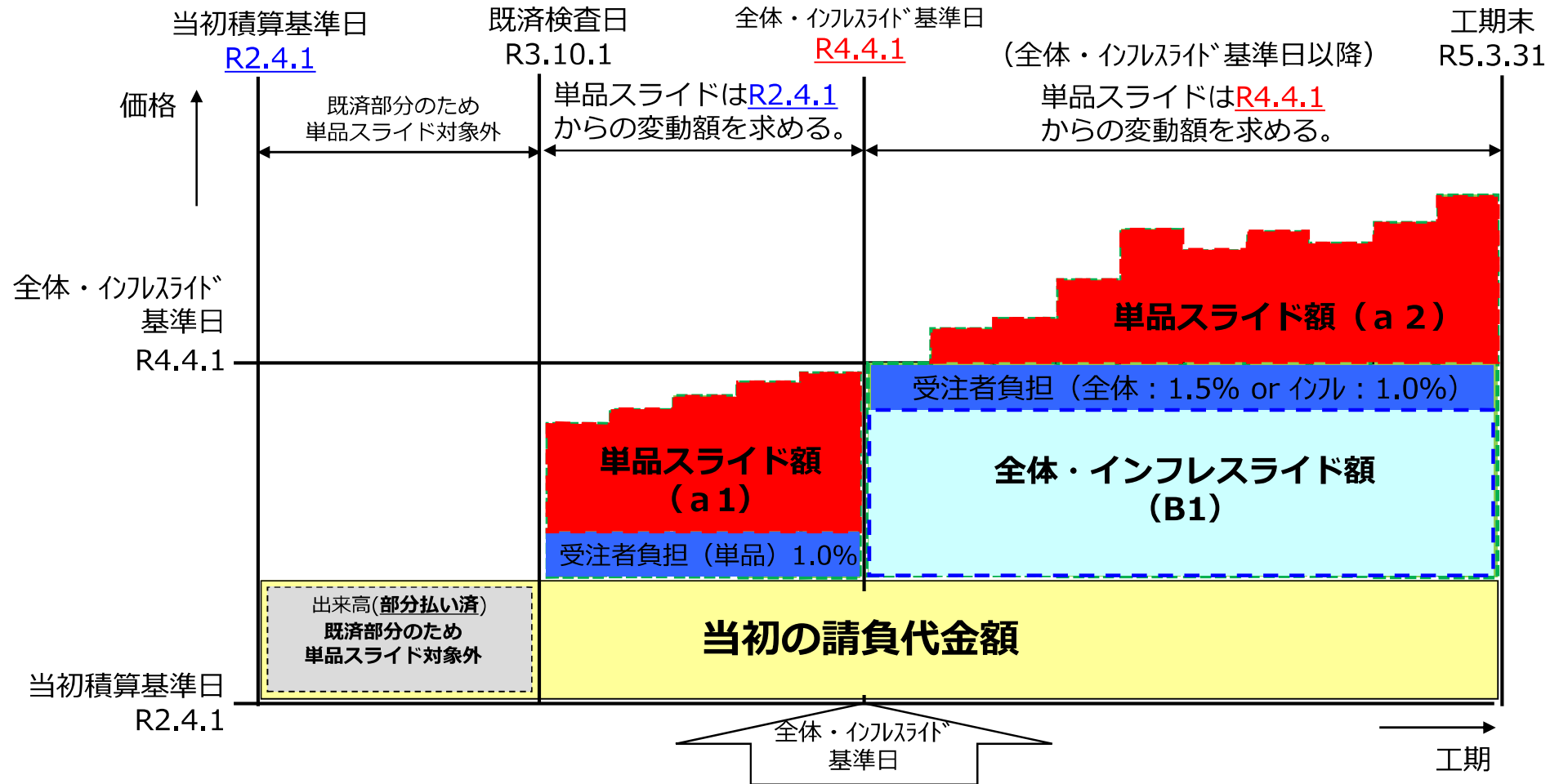
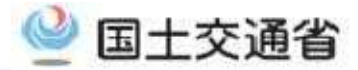
#### 工事請負契約書 第 25 条第 6 項 (インフレスライド条項)

- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

### インフレスライド (工事請負契約書第 25 条第 6 項)



# 全体・インフレスライドと単品スライドの併用について



## 【公共工事設計労務単価及び業務委託等技術者単価改定に伴う特例措置実施要綱について】

令和8年3月4日

本市では、公共工事設計労務単価等の改定に伴い、旧労務単価等により予定価格を算出した工事または業務委託について、受注者の負担軽減を図るため、特例措置実施要綱及び特例措置の運用の一部を改正しましたのでお知らせします。

### 1 特例措置の概要

予定価格の算出に適用した労務単価等と契約時点の労務単価等が異なる工事について、受注者からの請求に基づき、改定後の労務単価等により請負代金額の変更を行うことができる特例措置を適用します。

### 2 対象工事・業務委託

次のすべての条件を満たす工事または業務委託を対象とします。

- 予定価格の算出において、改定前の公共工事設計労務単価等を適用している工事
- 改定後の公共工事設計労務単価等の適用日以降に契約を締結した工事
- 受注者から特例措置の適用について請求があった工事または業務委託

### 3 請求期限

受注者は、発注者の通知から7日以内に請求するものとします。

### 4 特例措置の運用における主な改正内容

- ・協議開始時の自社方針の提出は不要とします。（様式3は廃止します。）
- ・これまでの変更契約前の履行確認資料の提出については不要とし、協議開始時に賃金水準確保の対応状況（下請け契約書の写し、賃金台帳等）を協議資料として提出してください。（様式5）

※個別案件の手続き（様式等）については、担当の工事監督員までご相談ください。

令和8年3月31日  
豊橋市

## 第1 建設工事、工事に伴う委託業務（設計・測量・建設コンサルタント等委託業務） における令和8年度入札契約制度の改正について（お知らせ）

令和8年度、建設工事に係る入札契約制度を次のとおり改正しますので、御留意ください。

### 1、建設工事における入札制度について

【適用対象】令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う建設工事

建設工事の最低制限価格、低入札調査基準価格及び低入札価格調査制度における失格判断基準の算定方法（算定式）については変更ありません。

### 2、工事に伴う委託業務における入札制度について

【適用対象】令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う委託業務

工事に伴う委託業務の最低制限価格、低入札調査基準価格及び低入札価格調査制度における失格判断基準の算定方法（算定式）については変更ありません。

### 3、契約約款及び建設工事等に係る要綱要領の改正について

【適用対象】令和8年4月1日以降に契約締結する建設工事、工事に伴う委託業務

本市の契約約款及び建設工事等に係る要綱要領の一部を改正します。

改正後の契約約款及び建設工事等に係る要綱要領は、豊橋市契約検査課下記ホームページを御覧ください。  
入札契約関係規程一覧>工事契約関係 <http://www.city.toyohashi.lg.jp/7308.htm>

### 4、公契約条例における特定公契約に係る労働報酬下限額の改定について

【適用対象】令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う予定価格1億5,000万円以上の建設工事

設計労務単価の改定に伴い、各職種の労働報酬下限額（未熟練者を含む。）を改定しました。

詳しくは豊橋市契約検査課下記ホームページを御覧ください。

豊橋市公契約条例について <http://www.city.toyohashi.lg.jp/25589.htm>

### 5、【予定】電子契約の導入（令和8年10月予定）

【適用対象】令和8年10月以降に入札公告又は指名通知等を行う建設工事、工事に伴う委託業務  
従来の書面での契約締結に代えて、電子契約による契約締結が可能になります。詳細は準備が整い次第、ホームページにてご案内する予定です。

## 第2 令和8年度建設工事関係要領等の変更・新規追加について

令和8年度、建設工事における要領等を次のとおり変更・新規追加しますので、御留意ください。

### 1. 週休2日制工事の改正について

- 1) 豊橋市週休2日工事実施要領の改正（R8. 1. 21施行済）
  - ・ 補正係数の改正
  - ・ 完全週休2日、月単位の週休2日を定義
- 2) 土地改良系工事における豊橋市週休2日工事実施要領の改正
  - ・ 補正係数の改正
  - ・ 完全週休2日、週単位の週休2日、月単位の週休2日を定義

#### ●改正のポイント

- ・ 補正係数の変更（国の補正係数見直しに合わせ変更）
- ・ 完全週休2日を定義（実施方法、積算方法については各実施要領参照）

### 2. 公共工事設計労務単価及び業務委託等技術者単価改定に伴う特例措置実施要綱の改正について

- 1) 特例措置運用方法の改正

#### ●改正のポイント

- ・ 協議開始時の自社方針の提出は不要（様式3の廃止）
- ・ これまでの変更契約前の履行確認資料の提出については不要とし、協議開始時に賃金水準確保の対応状況（下請け契約書の写し、賃金台帳等）を協議書資料として提出してください。

### 3. 豊橋市工事書類簡素化要領について

- 1) 簡素化要領の内容の変更

#### ●改正のポイント

- ・ 土木工事における豊橋市独自の施工計画書表紙の廃止
- ・ 土木工事の工事記録について提出から提示
- ・ 産業廃棄物の運搬、投棄の状況及び処分許可看板の写真撮影は不要

### 4. 豊橋市建設副産物リサイクルガイドラインの改正

- 1) 愛知県建設副産物リサイクルガイドラインに合わせ改正

#### ●改正のポイント

- ・ 「愛知県あいくる材率先利用方針」の遵守を条文に追加

### 5. 豊橋市工事等事故対応マニュアル（受注者用）について

- 1) 豊橋市が発注する建設工事、建設業関連業務、建設工事に伴う委託に関して、発生した事故を迅速かつ適切に処理するため必要な事項を定めました。

※新要領等については令和8年4月1日以降ホームページに掲載いたします。

- 1-1. 豊橋市週休2日工事実施要領  
<https://www.city.toyohashi.lg.jp/64007.htm>
- 1-2. 土地改良系工事における豊橋市週休2日工事実施要領  
<https://www.city.toyohashi.lg.jp/64292.htm>
2. 公共工事設計労務単価及び業務委託等技術者単価改定に伴う特例措置実施要綱の改正  
<https://www.city.toyohashi.lg.jp/64211.htm>
3. 豊橋市工事書類簡素化要領について  
<https://www.city.toyohashi.lg.jp/26181.htm>
4. 豊橋市建設副産物リサイクルガイドラインの改正  
<https://www.city.toyohashi.lg.jp/7306.htm>
5. 豊橋市工事等事故対応マニュアル（受注者用）  
<https://www.city.toyohashi.lg.jp/2591.htm>

問合せ先	豊橋市契約検査課	工事契約担当	電話	0532-51-2155・2156
		工事検査担当	電話	0532-51-2096・2100
	豊橋市上下水道局	経営課	電話	0532-51-2741・2706
	豊橋市民病院	管理課	電話	0532-33-6365

(令和8年4月1日から適用)

この契約は

「**豊橋市公契約条例**」の「**特定公契約**」に該当するため「**労働報酬下限額**」が定められています。

### 公契約条例について

この条例は、公契約に係る基本方針を定め、市及び公契約の相手方となる事業者の責務を明らかにすることにより、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境及び事業者の健全で安定した経営環境を確保するとともに、公契約に係る業務の質の向上を図り、もって地域経済の健全な発展及び市民の福祉の増進に寄与することを目的として制定し、平成28年4月1日より施行となりました。

#### ○どんな契約が対象？

工事請負契約	予定価格1億5,000万円以上
業務委託契約	
<p>予定価格1,000万円以上の契約のうち以下のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁舎清掃業務、病院清掃業務</li> <li>・ 施設警備業務、会場警備業務（機械警備に係るものを除く）</li> <li>・ 除草・草刈り業務 ・ 草地・樹木管理業務</li> <li>・ 草花管理業務 ・ 給食補助業務</li> <li>・ 人材派遣業務 ・ 庁舎受付業務・施設受付業務</li> </ul>	
指定管理協定	
<p>予定価格が1,000万円以上のうち、公募による協定</p>	

#### ○適正な労働条件の確保とは？

対象の労働者
<p>受注者及び下請業者に雇用されている労働者、いわゆる一人親方まで対象となります。</p>

#### 労働報酬下限額（賃金の下限額）

工事の場合	<p>職種ごとの公共工事設計労務単価を時給換算した額で81%以上。ただし、未熟練者・年金受給者等の方は時給1,316円以上。</p>
業務委託、指定管理協定の場合	<p>時給1,155円以上。ただし、未熟練者・年金受給者等の方は時給1,140円以上。</p>

#### ○特定公契約案件の受注者等の義務は？

主な事項	<p>事業者（受注者、下請業者、労働者派遣業者）は、労働報酬下限額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。</p>
	<p>受注者は労働環境確認書（市契約検査課ホームページ等参照）を作成し、契約を締結する担当課へ契約締結後7日以内に提出しなければなりません。</p>
	<p>受注者は、以下の事項を周知するため、作業所等の見やすい場所に掲示するか、労働者に書面で交付しなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この条例が適用される労働者の範囲</li> <li>2 労働報酬下限額</li> <li>3 申出をする場合の申出先</li> <li>4 申出を理由として、不利益な取扱いを受けないこと</li> </ol>

#### ○労働者の申し出とは？

<p>賃金が支払われていない場合や、支払われた賃金が労働報酬下限額を下回っている場合、市長等及び事業者（受注者、下請業者、労働者派遣業者）に申し出ることができます。</p>
--

#### ○受注者が条例違反した場合は？

<p>労働者から申出があった場合、又は提出された労働環境確認書の確認をした場合において調査が必要と認めるときは、市長等は受注者に対して報告、資料提出の要求や立入調査を行うことができます。さらに調査が必要な場合は、市長等は下請負者等に報告、資料提出の要求や立入調査を行い、関係者に協力を求めることができます。以上の結果、市長等は、労働環境の改善が必要と判断したときは、事業者に対し是正措置の指導等を行うことができます。</p>
--

(令和8年4月1日から適用)

労働者のみなさまへ

**「労働報酬下限額」以上の賃金**を受け取っているか確認してください。

### 公契約条例について

申出先	申出書
発注者、受注者、受注関係者 ※発注者が不明な場合は、豊橋市財務部契約検査課までお問い合わせください。	豊橋市財務部契約検査課の窓口又はホームページに様式がありますので、御利用ください。

豊橋市財務部契約検査課 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地  
(TEL) 0532-51-2150 (FAX) 0532-56-5839  
豊橋市公契約条例HP : <http://www.city.toyohashi.lg.jp/25589.htm>



#### ○令和8年度労働報酬下限額一覧表（単位：円／時間）

※令和8年4月1日以後に公告し、又は通知する公契約及び同日以後に公募する指定管理者に係る公の施設の管理に関する協定について適用

##### 1：工事請負契約

No.	職 種	労働報酬 下限額	No.	職 種	労働報酬 下限額	No.	職 種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	3,017	18	さく岩工	4,010	35	左官	3,149
2	普通作業員	2,552	19	トンネル特殊工	4,728	36	配管工	2,805
3	軽作業員	1,964	20	トンネル作業員	3,544	37	はつり工	3,119
4	造園工	2,622	21	トンネル世話役	4,830	38	防水工	3,210
5	法面工	3,503	22	橋りょう特殊工	3,696	39	板金工	3,362
6	とび工	3,281	23	橋りょう塗装工	4,131	40	タイル工	2,764
7	石工	3,355	24	橋りょう世話役	4,334	41	サッシ工	3,372
8	ブロック工	3,574	25	土木一般世話役	3,169	42	屋根ふき工	2,808
9	電工	2,855	26	高級船員	3,787	43	内装工	3,675
10	鉄筋工	3,139	27	普通船員	2,997	44	ガラス工	3,169
11	鉄骨工	3,098	28	潜水士	5,255	45	建具工	2,811
12	塗装工	3,402	29	潜水連絡員	3,402	46	ダクト工	2,795
13	溶接工	3,534	30	潜水送気員	3,048	47	保温工	3,220
14	運転手（特殊）	3,098	31	山林砂防工	3,756	48	建築ブロック工	3,608
15	運転手（一般）	2,754	32	軌道工	5,235	49	設備機械工	3,240
16	潜かん工	3,878	33	型わく工	3,483	50	交通誘導警備員A	2,268
17	潜かん世話役	4,799	34	大工	3,443	51	交通誘導警備員B	1,802

※年金等受給のため調整している労働者、見習い、手元等については、**1, 316円**とする。

##### 2：工事請負以外の契約（業務委託契約・指定管理協定）

**1, 155円**

※年金等受給のため調整している労働者、見習い、手元等については、**1, 140円**とする。

## 豊橋市工事書類簡素化要領

(目的)

第1条 豊橋市工事書類簡素化要領(以下「本要領」という。)は、愛知県土木工事標準仕様書等の設計図書に基づき、受注者が作成し提出及び提示する工事関係書類について、発注者・受注者相互の業務の効率化と工事目的物の品質向上のため、簡素化を実施することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本要領は、豊橋市発注工事で当初設計金額が200万円を超える建設工事に適用する。

(実施内容)

第3条 工事書類の簡素化を実施できる内容をまとめた、別表「工事書類簡素化一覧表」に基づき簡素化を図ることとし手順は以下による。

- 1 発注者は着手後直ちに受注者と工事着手から完了までの提出、提示書類について、別紙参考資料「土木工事書類一覧表、建築工事書類一覧表、設備工事書類一覧表」により確認する。
- 2 発注者・受注者ともに工事書類の簡素化を徹底し、必要としない書類の提出、提示は行わないものとする。

(その他)

第4条 工事書類の整備において、情報共有システムの積極的な活用に努めるものとする。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、既に契約締結している工事については、従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、既に契約締結している工事については、従前の例による。

## 別表

## 工事書類簡素化一覧表

○一覧表上の省略した表記は以下のとおり

- ・約款---豊橋市工事請負契約約款
- ・土木標仕---土木工事標準仕様書（愛知県建設局）
- ・建築標仕---公共建築工事標準仕様書（建築工事編）  
（一般社団法人公共建築協会）
- ・設備標仕---公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）  
（機械設備工事編）  
（一般社団法人公共建築協会）

## 1. 土木工事、建築工事、設備工事共通

## 【施工体制台帳】

根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業法第24条の8</li> <li>・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条</li> <li>・土木標仕1-1-12</li> <li>・建築標仕1.1.5</li> <li>・設備標仕1.1.5</li> </ul>
簡素化の内容	<p>施工体制台帳（作業員名簿を含む）の写しは提出とするが、その添付書類は提出せず、提示とする。</p>

## 【産業廃棄物関係】

根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律</li> <li>・廃棄物の適正な処理の促進に関する条例第7条</li> <li>・豊橋市建設副産物リサイクルガイドライン実施要項18条</li> <li>・土木標仕1-1-21</li> <li>・建築標仕1.3.11</li> <li>・設備標仕1.3.9</li> </ul>
簡素化の内容	<p>マニフェスト管理台帳は提出、マニフェスト本票は提示とする。          施工計画書にはマニフェストの様式は添付しない。          確認事項（収集運搬業者・処分業者）は添付せず、提示とする。          産業廃棄物の運搬、投棄の状況及び処分許可看板の写真撮影は不要とする。</p>

## 【安全・訓練等の実施報告書】

根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法</li> <li>・土木標仕1-1-33</li> <li>・建築標仕1.3.7</li> <li>・設備標仕1.3.5</li> </ul>
簡素化の内容	<p>安全教育安全訓練等の実施状況について、工事記録に記載するとともに、写真等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示をする。</p>

## 【官公庁届け出書類】

根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音規制法、振動規制法、県民の生活環境の保全等に関する条例、道路交通法等</li> <li>・土木標仕1-1-43 ・建築標仕1.1.3 ・設備標仕1.1.3</li> </ul>
簡素化の内容	諸手続きにおいて、官公庁等の許可、承諾を得た書面は提示とする。

## 【工事カルテ（コリンズ）】

根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木標仕1-1-7 ・建築標仕1.1.4 ・設備標仕1.1.4</li> </ul>
簡素化の内容	受注者から「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員へ通知する。監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請する。監督員は登録確認メールの「登録内容確認書」により登録内容を確認する。

## 【交通誘導警備員関係】

根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警備業法18条</li> <li>・土木標仕1-1-40</li> </ul>
簡素化の内容	<p>有資格者の合格証明書、有資格者に代わる交通誘導警備員の実務経験3年以上の経歴書は提示とする。</p> <p>工事完了時の整備書類の交通誘導警備員報告書（集計表）は提出とし、勤務伝票は提示とする。</p>

## 【休日または夜間の作業連絡】

根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木標仕1-1-44</li> </ul>
簡素化の内容	書面によらず事前にその理由を監督員に連絡することとする。ただし、現道上の工事については書面等により提出または施工計画書に記載しなければならない。

## 2. 土木工事関連

## 【施工計画書】

根拠	・土木標仕1-1-6
簡素化の内容	請負金額4,500万円未満の工事は、以下の項目を省略する。ただし、設計図書に記載指示のある場合を除く。 (省略する項目：現場組織表、指定機械及び主要機械、主要資材、施工方法、環境対策、現場作業環境の整備) 施工計画書の表紙は不要とする。

## 【工事記録】

根拠	・土木工事現場必携2-2-20
簡素化の内容	工事記録の提出は不要とする。 ただし、工事記録の様式を任意に定めて整備し、監督員から請求があった場合は速やかに提示をする。

## 3. 建築工事関連

## 【施工計画書（総合施工計画書）】

根拠	・建築標仕1.2.2
簡素化の内容	建築標仕に記載のある内容については、施工計画書への転記は不要とする。 専門業種工事及び請負金額4,500万円未満の工事は、設計図書に記載のある場合を除き監督員と協議の上、以下の項目を省略することができる。(省略できる項目：現場組織表、指定機械及び主要機械、施工管理計画(品質管理を除く)、交通管理、環境対策、現場作業環境の整備) なお、保安設備・交通誘導員を配置する場合は記載のこと。

## 【施工計画書（工種別施工計画書）】

根拠	・建築標仕1.2.2
簡素化の内容	建築標仕に記載のある内容については、施工計画書への転記は不要とする。 専門業種工事及び請負金額4,500万円未満の工事は、品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めて総合施工計画書に記載する場合は、不要とする。

## 【工事使用資材製品届】

根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約款第13条</li> <li>・建築標仕1.4.2</li> </ul>
簡素化の内容	総合施工計画書（主要資材）又は工種別施工計画書に品質・規格等を記載の場合は、不要とすることができる。

## 【工事記録】

根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築標仕1.2.4</li> </ul>
簡素化の内容	工事記録（その1）のみとし、（その2）の提出は令和7年4月1日より取り止める。

## 【出荷証明書、規格証明書】

根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築標仕1.4.2、1.4.4</li> </ul>
簡素化の内容	JIS、JAS、BL 部品の規格のマーク表示のある材料で、施工計画書、使用資材製品届に品質・規格等記載の場合は、材料搬入時の写真を規格証明書に替える事ができる。

## 4. 設備工事関連（建築設備、プラント設備）

## 【施工計画書】

根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木標仕1-1-6</li> <li>・設備標仕1.2.2</li> </ul>
簡素化の内容	設備標仕に記載のある内容については、施工計画書への転記は不要とする。請負金額4,500万円未満の工事は、設計図書に記載のある場合を除き監督員と協議の上、以下の項目を省略することができる。（省略できる項目：現場組織表、指定機械及び主要機械、主要資材、施工管理計画、交通管理、環境対策、現場作業環境の整備） なお、保安設備・交通誘導員を配置する場合は記載のこと。

## 【工事使用資材製品届】

根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約款第13条</li> <li>・設備標仕1.4.2</li> </ul>
簡素化の内容	施工計画書（主要資材）に品質・規格等を記載の場合は、提出を不要とする。

## 【工事記録】

根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備標仕1.2.4</li> </ul>
簡素化の内容	<p>工事記録（その1）のみとし、（その2）の提出は令和7年4月1日より取り止める。</p> <p>作業の無い期間は記載を省略することができる。ただし、養生期間や安全訓練の実施等は記載のこと。</p>

## 【出荷証明書、規格証明書】

根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備標仕1.4.2</li> </ul>
簡素化の内容	<p>出荷証明書は、監督員が指示するものを除き不要とする。</p> <p>材料規格（JIS、JEC、JEM、JCS、JV、JWWA、JCW、BL等）のあるもので、施工計画書、使用資材製品届に品質・規格等記載の場合は、材料搬入時の写真を規格証明書に替える事ができる。</p>

別紙参考資料2

建築工事書類一覧表			受注者	現場代理人			
			契約日	年 月 日			
			工 期	年 月 日 ~ 年 月 日			
年度		工事名	工事場所				
NO	書類名	部 数	留 意 事 項	根 拠	提出・提示	提出提示時期	確認
1	工事の始終期通知書	1	余裕期間制度適用時のみ必要	余裕期間制度試行要領	○	契約締結前	
2	着手届	1			○	着手日	
3	現場代理人・主任技術者 監理技術者・監理技術者補佐 専門技術者 通知書	1	監理技術者の配置は下請負契約金額の総計が5,000万円以上（建築一式は8,000万円以上） 〔添付図書〕 経歴書、雇用関係の確認書類	契約約款第10条 県標準仕様書1-1-51	○	契約締結後7日以内 （余裕期間制度は 着手の前日まで）	
4	現場代理人兼任届	1	工程管理、安全管理、労務管理等に影響しないとして認められた工事3件まで（請負金額4,500万円未満、 建築一式は9,000万円未満） 〔添付図書〕 施工連絡体制表	現場代理人の専任義務の 緩和について	○	兼任する場合	
5	主任技術者兼任届	1	兼任を要する工事3件までの場合2件まで（請負金額4,500万円以上、建築一式は9,000万円以上） 〔添付図書〕 各工事の施工場所を記入した地図（総尺1/25,000以上、工事現場間の距離を記したも の）	建設工事の技術者の専任 に係る取り扱いは	○	兼任する場合	
6	監理技術者兼務届	1	特別監理技術者が兼務する工事の数は2件まで 〔添付書類〕 契約書の写し又はCOPIESの写し	建設業法第26条第3項 ただし書	○	兼務する場合	
7	請求書（前払金請求時）	1	前払いを請求する場合のみ必要、様式は自社様式（金融機関等の保証証書（約款含む）を添付）	契約約款第35条	○	随時 （余裕期間制度は地期 より前日不可）	
8	建設リサイクル法関係	1	500万円以上、契約締結前審査（説明書・分別解体等の計画書・特記事項・工程表）、発注者は普工 前に届出書を建築指導課に提出、現場表示確認	建設リサイクル法 第10条1項	○	審査：契約前 届出：現場着手前	
9	請負金額内訳書	1	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示 法定福利費が著しく低い場合（50%以下を目安）は、事業者に対し記載内容の確認を行う	契約約款第3条 特記仕様書	○	契約後 14日以内	
10	特定元方事業者事業開始報告		発注者が特定元方事業者の指名を行う。	労働安全衛生規則第664条 建築標仕1.3.7	○	現場着手前	
契約時	11	(総合) 施工計画書	2	工事の全般的な進め方、主要工事の施工方法、品質と管理方針、重要管理事項等の大要を定めた総合的 な施工計画について記載 原則として工種別施工計画書とは別冊とする。 請負金額4,500万円未満は省略できる項目あり（△監理員と協議により省略可）1部返却	県標準仕様書1-1-6 建築標仕1.2.2	○	
		(1) 実施工程表		各工種作業の始めと終わりが判るように作成 予定：黒線 変更予定：緑線 実績：赤線で記入	建築標仕1.2.1	○	
		(2) 現場組織表		現場施工に必要な責任者を定め作成（夜間・休日の連絡先も記載）	建築標仕1.3.1	△	
		(3) 安全管理（安全管理組織表）		安全委員会の構成又は安全管理の組織表を作成、安全活動の方針、安全対策、事故発生時の措置及び安全 訓練等の実施について記載	建築標仕1.3.7	○	
		ア) 作業主任者一覧表			労働安全衛生規則第18条	△	
		(4) 指定機械及び主要機械		低騒音型・低振動型建設機械等の指定機械ならびに主要機械（船舶）の機種、性能、台数等についての一 覧表作成		△	
		(5) 主要資材		名称、規格、数量、製造会社、搬入時期等の一覧表作成 参考：愛知県建築工事品質管理要領（資材編）第3条第3号に定める資材（機材）。		○	
		(6) 施工方法		主要工種について、安全を考慮して施工順序等を記述		○	
		ア) 主要機械の作業計画等				○	
		イ) 仮設備計画等（総合仮設計画）		以下の項目で、必要なものを記載 ①工事区域周囲の仮囲い、ゲート ②作業車・車両導線、工事関係者以外の導線確保係物貯蔵所 ③資材、機材の搬出経路、荷物スペース、駐車スペース、材料置場、仮設事務所・作業員休憩所 ④仮設電力、水道の引込み位置及び排水経路等、橋架設備、保護養生	建築標仕2章	○	現場着手前 （提示書類は現 場着手前及び検 査時）
		ウ) 工事用地等（工事用の借地等）				△	
		エ) 監督による段階確認等		段階確認・施工状況把握報告書に予定記述 記載例：施工計画書に定めた一工程の施工の確認を行う段階		○	
		(7) 施工管理計画		施工管理基準及び写真管理基準に基づき、その管理方法について記載	建築標仕1.3.1	△	
		ア) 工程管理		工程管理の方法を記述、また、実施工程表とおりに進捗しない場合の改善措置について記載	建築標仕1.1.10	△	
	イ) 出来形管理		施工管理基準に基づき、必要な測定項目、試験項目を記述		△		
	ウ) 品質管理		品質計画（現場組織表、材料・機材、施工、報告、検査・試験、安全対策）を記述 参考：愛知県建築工事品質管理要領（施工編） ※材料・機材についての記載は、工事使用資材製品届出書の提出に替えることができる。	建築標仕1.3.6	○		
	エ) 写真管理		写真管理基準に基づき撮影計画を作成		△		
	(8) 緊急時の体制及び対応		緊急時の体制と対策について記述、緊急時の連絡系統、連絡方法も系統図で表示		○		
	(9) 交通管理		保安設備配置計画、通学路対策、資材の搬入・搬出経路、過積載防止対策、交通誘導警備員の配置等の 記載	建築標仕1.3.8	△		
	(10) 環境対策		環境保全対策及び騒音・振動公害対策について記述	建築標仕1.3.10	△		
	(11) 現場作業環境の整備		現場環境改善等について記述	〃	△		
	(12) 法定休日・所定休日		休日取得計画書（様式1）に工事打合簿を添付して提出 公衆の見やすい場所に休日2日工事である旨を明示	建築系工事における要請 書連休2日工事実施要領	○		
施工前	12	再生資源の利用の促進と建設副産物の適正 処理方法（建設廃棄物処理・建設発生土処 分計画書）	2	豊橋市建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱に基づき、再生資源の利用促進及び建設副産物の処 理方法に関する事項を記載	豊橋市建設副産物リサイ クルガイドライン実施要 綱第18条	○	
		再生資源利用計画書		建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成	〃	○	
		再生資源利用促進計画書		建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成	〃	○	
		残土受入承諾書（写）		建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証（民間地に限る）の写し	〃	○	現場着手前 （提示書類は現 場着手前及び検 査時）
		産業廃棄物処分・収集運搬業許可書（写）			〃	○	
		建設廃棄物収集運搬及び処分委託契約書（写）			〃	○	
		建設廃材運搬ルート図			〃	○	
	確認事項（収集運搬業者・処分業者）			〃	○		
	13	工種別施工計画書	2	工事の内容に応じて、複数の工種を組み合わせ1つの施工計画書とすることができる。 請負金額4,500万円未満の建築一式工事は、品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認 内容及びその確認を行う段階を定めた総合施工計画書に記載することにより省略することができる。 参考：愛知県建築工事品質管理要領（施工編） ※材料・機材についての記載は、使用資材製品届出書の提出に替えることができる。	建築標仕1.2.2	○	
	ア) 品質管理		品質計画（現場組織表、材料・機材、施工、報告、検査・試験、安全対策）を記述 参考：愛知県建築工事品質管理要領（施工編） ※材料・機材についての記載は、使用資材製品届出書の提出に替えることができる。	豊橋市工事監理要領	○	現場着手前及び 施工中適宜	
	イ) 工法（施工要領）		参考：施工計画書作成の手引き（建築工事編）	建築標仕1.3.6	○		
	14	特定建設作業実施届出書（写）		市の環境保全課に届け出作業の開始7日前まで 原則提示、監督員から請求があった場合は写しを提出	騒音規制法第14条 振動規制法第14条 県民の生活環境の保全等 に関する条例第46条	○	
	15	道路使用許可(写)		原則提示、監督員から請求があった場合は写しを提出	道路交通法第77条第1項	○	

別紙参考資料2

施工 中 随 時	16	その他官公庁への手続き書類	原則提示、監督員から請求があった場合は写しを提出 労働基準監督署（機械等設置(定場支保工等)、特定粉じん排出作業の実施の届出等）、水道事業管理者、消防、警察等	労働安全衛生法第88条 大気汚染防止法第18条の17 石綿障害予防規則第5条 県標準仕様書1-1-43 建築様仕1.1.3	○		
	17	工事保険、賠償責任保険証書等(写)	工事的物、工事材料等を対象としたもの(設計図書に基づく) (契約上の工期しゅん工日+2.1日(検査14日、手直し7日))	契約約款第53条 特記仕様書	○		
	18	建設業退職金共済制度収納書	掛金納付書(契約者が発注者へ)又は購入しない場合は理由書 「建設共済用事業主届書」特記事項	中小企業退職金共済法 県標準仕様書1-1-49	○		
	19	工事カルテ受注実績情報(コリンス)登録	請負金額500万円以上、登録は契約後(余裕期間制度は始期から)営業日10日以内、発注者は「登録のための確認のお問い合わせ」を併行し、専任監督員へメール送信し通知 専任監督員は登録確認メールの「登録内容確認書」により登録内容を確認	県標準仕様書1-1-7 建築様仕1.1.4	—	—	
	20	交通誘導警備員資格関係書類	有資格者の合格証明書、有資格者に代わる交通誘導員の実務経験3年以上の経歴書提示	県標準仕様書1-1-40	○		
	21	創意工夫	自ら立案実施した創意工夫や地球社会貢献として評価できる事項等を事前に施工計画書に記載すると共に、実施状況が確認できるものを所定の様式で完了時まで提出	県標準仕様書1-1-6	○		
	22	使用材料関係資料	2				現場着手前
		(1) 施工図、納入仕様書	1	包含設備工事：JIS,JWWA等により承認されているものは省略 1部返却	建築様仕1.2.3	○	〃
		(2) 工事使用資材製品届	1	※材料・機材について、施工計画書の品質計画に記載のある場合は省略することができる。 1部返却	豊橋市工事監督要領	○	〃
		(3) 品質を証明する資料	1	規格証明書、使用する材料が設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料	建築様仕1.4.2	○	〃
	23	アスベスト使用建材事前調査	1	解体・改修工事で特定工事に該当するか否か事前調査を行い、以下を実施 ①調査結果を発注者に書面で交付 ②調査結果に関する記録の作成 ③調査結果に関する事項を現場へ提示 ④一定規模以上の工事は、事前調査結果を愛知県・労働基準監督署へ報告 原則提示、監督員から請求があった場合は写しを提出 ※ 建築物の解体：対象床面積合計80㎡以上、建築物の改造・補修、工作物の解体・改造・補修：請負金額合計100万円以上	大気汚染防止法第18条の15 県標準仕様書1-1-37 石綿障害予防規則第4条の2	○	〃
	24	設計図書の照査等	1	現場との相違がある場合、受注者は「工事打合簿」を提出、発注者は2週間以内に「工事打合簿」により通知	契約約款第18条 県標準仕様書1-1-3	○	現場着手前及び 施工中適宜
	25	施工体制台帳・施工体系図(写)	1	下請契約を締結する工事 (添付書類)受注工事の契約書の写し、受注者の主任技術者又は監理技術者の資格を証する書面、受注者の主任技術者又は監理技術者等の雇用を証する書面、受注者の専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用を証する書面、注文書の写し、請書の写し、下請金額の内訳、工事請負契約約款または基本契約書等 添付書類については提出する必要はないが、監督員、検査員等により提示を求められた場合は速やかに応じることを	建設業法第24条の8 県標準仕様書1-1-12 建築様仕1.1.5	○	下請負契約 に伴い随時
	26	変更施工計画書	2	(総合)施工計画書、工種別施工計画書の内容を変更する場合に作成 1部返却	県標準仕様書1-1-6 建築様仕1.2.2	○	変更即着手前
	27	週間・月間・工種別工程表	1	実施工程表の補足 監督員の指示による。	建築様仕1.2.1	○	
	28	工事履行報告書	1	次の①又は②を提出 ① 請負金額2億2,500万円以上又は監督員の指示：工事進捗月報 ② ①以外：実施工程表により報告	契約約款第11条 県標準仕様書1-1-30 豊橋市工事監督要領	○	毎月5日まで
	29	休日取得計画書	1	週休2日工事適用時のみ必要 休日の取得状況を提出	週休2日工事実施要領	○	〃
	30	安全・訓練等の実施報告書	1	受注者は工事記録に記載するとともに、写真等に記録した資料を整備及び保管	県標準仕様書1-1-33	○	施工時適宜、 検査時
	31	災害防止協議会の活動記録	1	建設工事に該当する下請負が1社以上あれば協議会設置	労働安全衛生法第30条	○	〃
	32	店社パトロール実施記録	1	一定の現場労働者数以上(すい道及び橋梁工事は常時20人、それ以外は常時50人)の現場で規定あり	労働安全衛生法第15条の3	○	〃
	33	安全巡視、TBM、KY等実施記録	1		県標準仕様書1-1-33	○	〃
	34	新規入場者教育実施記録	1		労働安全衛生規則第35条	○	〃
	35	建設業退職金共済証紙張り付け状況報告書	1	共済証紙を適切に管理	中小企業退職金共済法 県標準仕様書1-1-49	○	〃
	36	工事カルテ変更情報(コリンス)登録	1	工種、主任技術者・現場代理人の変更時及び工事請負金額が4,500万円未満から4,500万円以上、4,500万円以上から4,500万円未満及び500万円未満から500万円以上、500万円以上から500万円未満に変更契約された場合は変更時登録を行う。(登録機関より専任監督員にメール送付され確認できるため、提出・提示なし)	県標準仕様書1-1-7	—	変更時
37	工事打合簿(提出、承諾、協議等)	2	1部返却	豊橋市工事監督要領	○	施工時適宜、 検査時	
38	出来形調査(部分しゅん工又は出来形払い)	1	工事費内訳明細書・計算書、請求書(受注者の様式)の提出	契約約款第38条、第39条	○	適宜	
39	施工数量調査報告書、出来形報告書	1	施工数量調査報告書：設計図書又は監督員の指示により施工前に施工数量の調査を実施し、施工後に出来形として報告する。(外壁改修工事、外構工事、設計変更に係る工事等) 出来形報告書：提出資料はNO.46(4)に準拠	特記仕様書	○	〃	
40	特定粉じん排出等作業の完了の報告(アスベスト関連)	1	発注者に書面で報告(報告対象：レベル1、レベル2及びレベル3の建材) 特定粉じん排出等作業に関する記録を作成 原則提示、監督員から請求があった場合は写しを提出	大気汚染防止法第18条の23	○	〃	
41	休日または夜間の作業連絡	1	受注者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、理由を付した書面を事前提出又は、施工計画書に記載する。(現場上の工事のみ、その他は連絡で可)	県標準仕様書1-1-44	○	施工前	
42	事故報告書	1	事故発生した場合、直ちに監督員に連絡し、事故発生報告書を提出	県標準仕様書1-1-36	○	事故発生時	
しゅん 工 時	43	しゅん工届	1		契約規則第19条	○	しゅん工時
	44	請求書	1	検査合格後請求	契約約款第33条	○	〃
	45	仮設水道及び電気使用量報告書	1	納付書の写しを提出	特記仕様書	○	〃
	46	しゅん工図書	1				〃
		(1) 完成図、施工図	1		建築様仕1.7.2 特記仕様書	○	〃
		(2) 工事記録	1		豊橋市工事監督要領	○	〃
		(3) 品質管理資料	1	品質管理計画に定めた検査・試験の結果	県標準仕様書1-1-46	○	〃
		ア) 各種試験及び測定結果報告書	1	別表「各種試験及び測定結果報告書等」を参照		○	適宜 しゅん工時
		(4) 出来形管理資料	1	提出資料：出来形成果表(出来形成果総括表、測定結果総括表、測定結果一覧表及び出来形管理図表)及び出来形図(塗装工事、防水工事、外構工事ほか監督員の指示による。ただし、NO.39と重複する場合は除く。)	県標準仕様書1-1-46	○	しゅん工時
		(5) 工事写真	2	全て電子納品 工事記録写真撮影要領参照 ・品質管理について、公的機関等で実施された品質証明書を保管整備できる場合は撮影を省略 ・出来形管理写真について完成後測定可能なものについては、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略。 愛知県電子納品運用ガイドライン)及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」に基づき整備	県標準仕様書1-1-46 特記仕様書	○	〃
		(6) マニフェスト管理台帳	1	マニフェスト原本を集計	県標準仕様書1-1-21	○	〃
		ア) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)	1	マニフェスト原本、受注者保管	〃	○	しゅん工時 検査時
		イ) 再生資源利用実施書 再生資源利用促進実施書	1	COBRISで作成したCREIDAS(様式1、2) 打出し 工事登録証明書提出	豊橋市建設廃物リサイクルガイドライン実施要領第18条	○	しゅん工時
		(7) 交通誘導警備員報告書	1	交通誘導警備員伝票によりA、Bの人数を確認	警備業法第18条 県標準仕様書1-1-40	○	〃
	(8) 出荷証明書等	1	出荷証明書：発注者宛、原本を提出。その他、監督員の指示により納品伝票等(写し)を提出	建築様仕1.7.3	○	しゅん工時 検査時	

別紙参考資料2

	(9) 発生品調査	1		県標準仕様書1-1-20 建築標準1.3.12	○	〃	
	(10) 社内検査報告書	1	受注者が実施した場合	発注者の指示	○	〃	
	(11) 保全に関する図書	1	各種取扱説明書(施設取扱説明書、設備取扱説明書)保証書:3百(元請・下請・メーカー)捺印、発注宛 保証書の日付:しゅん工検査合格日	建築標準1.7.3	○	〃	
47	建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表	1		県標準仕様書1-1-49	○	〃	
48	工事カルテ完成実績情報(コリス)登録	1	請負金額500万円以上、登録は工事完了後営業日10日以内、受注者は「登録のための確認をお願い」を作成し、コリスから専任監督員へ通知 専任監督員は登録確認メールの「登録内容確認書」により登録内容を確認	県標準仕様書1-1-7 建築標準1.1.4	—	—	

別表 各種試験及び測定結果報告書等

1. 建築工事

NO	名称	部数	留意事項	提出提示時期	確認
1	基礎杭打工事報告書	1	芯ずれ、高低の現場立会	当該工種完了後	
2	コンクリート配合計画書	1	躯体スランプ・温度補正表共	当該工種着手前	
3	コンクリート圧縮試験成績書	1	基礎・各階・PI等、塩化物含有量成績書 随時報告(脱型、調合管理強度の管理試験用(28日)、圧縮強度推定用(28日及び28日を超え91日以内))	随時	
4	コンクリート圧縮試験一覧表	1		しゅん工時	
5	鋼材検査証明書(鉄筋・鉄骨)	1	ミルシートと荷札を照合すること	当該工種着手前	
6	鉄筋圧接試験成績書	1	コンクリート打設前に可否の確認をすること(超音波探傷試験又は引張試験)	試験完了後	
7	鉄骨各種検査報告書	1	製品検査、超音波探傷検査、建方検査	当該検査完了後	
8	木材検査証明書	1	品質証明書(JAS)・目視確認報告書(JAS以外)・含水率検査試験(現場搬入時)結果表・産地指定の場合の証明 含水率試験結果表は搬入ごとに測定した工事写真にかえることができる	材料納入時	
9	化学物質の濃度測定報告書	1	工期内には提出	当該検査完了後	
10	アスベスト含有試験結果	1		当該調査完了後	
11	六価クロム溶出試験結果	1		当該調査完了後	
12	その他結果報告書等	1	各施工計画書(専門業種)に記載された製品検査等の結果、現場での試験結果(例:接合系あと施工アンカー引張試験結果)の報告	当該検査完了後	

2. 電気設備工事(包含工事の場合)

NO	名称	部数	留意事項	提出提示時期	確認
1	絶縁抵抗値測定記録	1	標準仕様書(電気設備工事編)より5MΩ以上を良とする。		
2	接地抵抗値測定記録	1	・A種 ・B種 ・C種 ・D種		
3	コンセント極性・電圧値測定記録	1	コンセント全数の極性試験を実施。		
4	照度測定記録(非常照明を含む)	1	測定高は、教室、会議室、事務室等床面上75cm、廊下和室等は床面、非常照明はすべて床面とする。		
5	TV電界強度測定記録及び写真	1	写真一枚添付 電解強度測定値の最低箇所を写真を添付する。		
6	放送設備試験結果表	1	アッテネータの調節機能、音量、音質をチェック。		
7	インターホン設備試験結果表	1	呼出音、通話についてチェック。		
8	呼出設備試験結果表	1	動作・表示・音量についてチェック。		
9	機器動作試験結果表	1	(揚水、漏電、警報等)		
10	機器動作試験結果表	1	(防火シャッター、防火扉等)		
11	騒音測定記録	1	自家発電機等。		
12	設備試験結果表	1	電力貯蔵設備、発電設備、通信情報設備等。		
13	LAN試験成績表	1	減衰量(dB)、ケーブルの長さ等チェック。		
14	耐電圧試験記録	1	高圧機器(変圧器、コンデンサなど)、高圧ケーブル		

3. 機械設備(又は管)工事(包含工事の場合)

NO	名称	部数	留意事項	提出提示時期	確認
1	総合試運転結果報告書	1	・空調システム ・換気システム ・防災システム ・し尿浄化槽 ・各種機器故障・運転表示ほか) 事前に要領書提出		
2	機器試運転結果報告書	1	・冷温水発生器 ・ボイラー ・空調機器 ・冷却塔 ・送排風機 ・ポンプ ・フロア		
3	機器動作試験	1	・ガス湯沸かし器 ・フラッシュ弁 ・洗浄タンク ・定水位調整弁 ・ポールタップ ・ガス漏れ警報器 ・防火防煙ダンパー ・便座 ・厨房機器		
4	水圧試験	1	・貯湯タンク ・膨張タンク ・給水管 ・揚水管 ・給湯管 ・消火管 ・蒸気管 ・冷温水管 ・冷却水管 ・排水管(ポンプアップ)		
5	気密試験	1	・ガス管 ・不活性ガス管 ・冷媒管 ・二酸化炭素消火管		
6	空気圧試験	1	・油配管		
7	通水試験	1	・排水管(器具取付後) ・空調ドレン管		
8	漏水試験	1	・高架水槽 ・受水槽 ・膨張タンク ・還水タンク ・浄化槽 ・充水タンク ・排水管(屋内) ・排水管(屋外)		
9	水質試験	1	・給水管端末 ・受水槽 ・高架水槽		
10	騒音試験	1	・空調(冷媒局)室外機		
11	機器設置試験	1	・接合系あと施工アンカー引張試験		
12	機器絶縁抵抗試験	1			
13	電極棒位置検査報告書	1	・受水槽 ・高架水槽		

※該当する機器を○で囲む。無い場合は項目を追記する。

別紙参考資料3

設備工事書類一覧表 (専門業種工事)			受注者	現場代理人				
			契約日	主任・監理技術者				
			工 期	年 月 日 ~ 年 月 日				
年度 工事名		工事場所						
NO	書類名	部数	留意事項	根拠	提出	提示	提出提示時期	確認
契約時	1	1	余裕期間制度適用時のみ必要	余裕期間制度試行要領	○		契約締結前	
	2	1			○		着手日	
	3	1	監理技術者の配置は下請負契約金額の総計が5,000万円以上 [添付図書] 経歴書、雇用関係の確認書類(「健康保険被保険者証」等の写し)	契約約款第10条 県標準仕様書1-1-51	○		契約後7日以内 (余裕期間制度は着手の前日まで)	
	4	1	工程管理、安全管理、労務管理等に影響しないとして認められた工事3件まで(請負金額4,500万円未満) [添付図書] 施工連絡体制表	現場代理人の常駐業務の 権限について	○		兼任する場合	
	5	1	専任を要する主任技術者の場合2件まで(請負金額4,500万円以上)、監理技術者には適用できない [添付図書] 各工事の施工場所を記入した地図(縦横1/25,000以上、工事現場間の距離を記したもの)	建設工事の技術者の専任 に係る取り扱いについて	○		兼任する場合	
	6	1	特別監理技術者が兼務する工事の数は2件まで [添付書類] 契約書の写し又はCOFRINSの写し	建設業法第26条第3項 ただし書	○		兼務する場合	
	7	1	前払いを請求する場合のみ必要、様式は自社様式(金融機関等の保証証書(約款含む)を写し)	契約約款第35条	○		随時 (余裕期間制度は 始期より前は不可)	
	8	1	500万円以上、契約締結前審査(説明書・分別解体等の計画書・特記事項・工程表)、発注者は着工前に 届出書を建築指導課に提出、現場表示確認	建設リサイクル法 第10条1項	○		審査: 契約前 届出: 現場着手前	
	9	1	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示 法定福利費が著しく低い場合(50%以下を目安)は、事業者に対し記載内容の確認を行う	契約約款第3条 特記仕様書	○		契約後 14日以内	
施工前	10	2		県標準仕様書1-1-6 設標準仕様書1.2.2	○		現場着手前 (提示書類は現場 着手前及び検査 時)	
	(1) 実施工程表	各工種作業の始めと終わりが判るように作成 予定: 黒線 変更予定: 緑線 実績: 赤線で記入		○				
	(2) 現場組織表	現場施工に必要な責任者を定め作成(夜間・休日の連絡先も記載)		△				
	(3) 安全管理(安全管理組織表)	安全委員会の構成又は安全管理の組織表を作成、安全活動の方針、安全対策、事故発生時の措置及び安全 訓練等の実施について記載		△				
	(4) 指定機械及び主要機械(船舶)	低騒音型・低振動型建設機械等の指定機械ならびに主要機械(船舶)の機種、性能、台数等についての一 覧表作成		△				
	(5) 主要資材	名称、規格、数量、製造会社、搬入時期等の一覧表作成		△				
	(6) 施工方法	主要工種について、安全を考慮して施工順序等記載		○				
	ア) 主要機械の作業計画等			○				
	イ) 仮設備計画等(計算書及び図面)			○				
	ウ) 工事用地等(工事用の借地等)			△				
	エ) 監督員による段階確認等	段階確認・施工状況把握報告書に予定記載		○				
	(7) 施工管理計画	施工管理基準及び写真管理基準に基づき、その管理方法について記載		△				
	ア) 工程管理(履行報告)	工程管理の方法を記述、また、実施工程表と併せて進捗しない場合の改善措置について記載		△				
	イ) 出来形管理	施工管理基準に基づき、必要な測定項目、試験項目を記述		△				
	ウ) 品質管理	施工管理基準に基づき、必要な測定項目、試験項目を記述		△				
	エ) 写真管理	写真管理基準に基づき撮影計画を作成		△				
	(8) 緊急時の体制及び対応	緊急時の体制と対策について記述、緊急時の連絡系統、連絡方法も系統図で表示		○				
	(9) 交通管理	保安設備配置計画、通学路対策、資材の搬入・搬出経路、過積載防止対策、交通誘導警備員の配置等の記載 (保安設備、交通誘導員を配置する場合は提出)		△				
	(10) 環境対策	環境保全対策及び騒音・振動公害対策について記述		△				
	(11) 現場作業環境の整備	現場環境改善等について記述		△				
	(12) 再生資源の利用の促進と 建設副産物の適正処理方法	豊橋市建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱に基づき、再生資源の利用促進及び建設副産物の処理 方法に関する事項を記載		○				
再生資源利用計画書	建設副産物情報交換システム(COFRINS)により作成		〃	○				
再生資源利用促進計画書	建設副産物情報交換システム(COFRINS)により作成		〃	○				
残土受入承諾書(写)	建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証(民間地に限る)の写し		〃	○				
産業廃棄物処分・収集運搬業許可書(写)			〃	○				
建設廃棄物収集運搬及び処分委託契約書(写)			〃	○				
建設廃材運搬ルート図			〃	○				
確認事項(収集運搬業者・処分業者)			〃	○				
(13) 法定休日・所定休日 (週休二日の導入)	休日取得計画書(様式1)に工事打合簿を添付して提出 公衆の見やすい場所に週休2日工事である旨を明示		豊橋市週休2日工事実施 要領	○				
11	1	市の環境保全課に届け出(特定建設作業の開始7日前まで) 原則提示、監督員から請求があった場合は写しを提出	騒音規制法第14条 振動規制法第14条 県民の生活環境の保全等 に関する条例第46条	○				
12	1	原則提示、監督員から請求があった場合は写しを提出	道路交通法第77条第1項	○				
13	1	その他官公庁への手続き書類(写)	県標準仕様書1-1-43 設標準仕様書1.1.3	○				
14	1	工事目的物、工事材料等を対象としたもの(設計図書に基づく) (契約上の工期はゆん工日+21日(検査14日、手直し7日))	契約約款第53条 特記仕様書	○				
15	1	請負金額500万円以上、登録は契約後(余裕期間制度は始期から)営業日10日以内、受注者は「登録のため の確認のお願い」を作成し、コリスから専任監督員へメール送信し通知 専任監督員は登録確認メールの「登録内容確認書」により登録内容を確認	県標準仕様書1-1-7 設標準仕様書1.1.4	-				
16	1	有資格者の合格証明書、有資格者に代わる交通誘導員の実務経験3年以上の経歴書提示	県標準仕様書1-1-40	○				
17	1	自ら立案実施した創意工夫や地域社会貢献として評価できる事項等を事前に施工計画書に記述すると共に、 実施状況を確認できるものを所定の様式で完了時まで提出	県標準仕様書1-1-6	○				
18	2	1部返却	設標準仕様書1.2.3 設標準仕様書1.4.2	○		現場着手前		

別紙参考資料3

19	アスベスト使用建材事前調査	1	解体・改修工事※で特定工事に該当するか事前調査を行い、以下を実施 ①調査結果を発注者に書面で交付 ②調査結果に関する記録の作成 ③一定規模※以上の工事は、事前調査結果を愛知県・労働基準監督署へ報告 ④一定規模※以上の工事は、事前調査結果があった場合は写しを提出 ※ 建築物の解体；対象床面積合計80㎡以上、建築物の改造・補修、工作物の解体・改造・補修；請負金額合計100万円以上	注：事前調査結果の記録を現場に備え置き	大気汚染防止法第18条の15 石綿障害予防規則第4条の2 設標準仕様書1-1-37	○	○	現場者手前		
	20	設計図書の写真等	1	現場との相違がある場合、受注者は「工事打合簿」を提出、発注者は2週間以内に「工事打合簿」により通知		契約約款第18条 設標準仕様書1-1-3 設標準仕様書1-1-8	○		現場者手前及び 施工中適宜	
施工 中 随 時	21	施工体制台帳・施工体系図(写)	1	下請契約を締結する工事 [添付書類]受注工事の契約書の写し、受注者の主任技術者又は監理技術者の資格を証する書面、受注者の主任技術者又は監理技術者等の雇用を証する書面、受注者の専門技術者(書いた場合に限る)の資格及び雇用を証する書面、注文書の写し、請書の写し、下請負金額の内訳、工事請負契約約款または基本契約書等 添付書類については提出する必要はないが、監督員、検査員等により提示を求められた場合は速やかに応じること。	常時現場備え置き 写しを監督員に提出	建設業法第24条の8 設標準仕様書1-1-12 設標準仕様書1-1.5	○	○	下請負契約 に伴い随時	
	22	変更施工計画書	2	新規工種の追加、安全管理方法の変更があった場合に作成 変更箇所を朱書きし、変更部分に分かるようにその項目を提出		設標準仕様書1-1-6土木 工事施工計画書取扱い 設標準仕様書1.2.2	○		変更部署手前	
	23	工事履行報告	1	実施工程表により報告(写真添付不要)		設標準仕様書1-1-30	○		翌月5日まで	
	24	休日取得計画書	1	連休2日工事適用時のみ必要 休日の取得状況を提出		連休2日工事実施要領	○		//	
	25	安全・訓練等の実施報告書	1	受注者は工事記録に記載するとともに、写真等に記録した資料を整備及び保管		設標準仕様書1-1-33	○		施工時適宜、 検査時	
	26	災害防止協議会の活動記録	1	建設工事に該当する下請負が1社以上あれば協議会設置		労働安全衛生法第30条	○		//	
	27	店社パトロール実施記録	1	一定の現場労働者数以上(ずい道及び橋梁工事は常時20人、それ以外は常時50人)の現場で規定あり		労働安全衛生法第15条の3	○		//	
	28	安全巡視、TBM、KY等実施記録	1			設標準仕様書1-1-33	○		//	
	29	新規入場者教育実施記録	1			労働安全衛生規則第35条	○		//	
	30	建設業退職金共済制度収納書	1	掛金納付書(契約者が発注者へ)又は購入しない場合は理由書 「建設業退職金共済制度」標準掲示		中小企業退職金共済法 設標準仕様書1-1-49	○			
	31	工事カルテ変更情報(コリス)登録		工期、主任技術者・現場代理人の変更時及び工事請負金額が4,500万円未満から4,500万円以上、4,500万円以上から4,500万円未満及び500万円未満から500万円以上、500万円以上から500万円未満に変更契約された場合は変更時登録を行う。 (登録機関より専任監督員にメール送付され確認できるため、提出・提示なし)		設標準仕様書1-1-7	-	-	変更時	
	32	工事打合簿(提出、承諾、協議等)	2	1部返却			○		施工時適宜、 検査時	
	33	出来形簿書(部分しゅん工又は出来形払い)	1			契約約款第38条、第39条	○		適宜	
	34	特定粉じん排出等作業の完了の報告(アスベスト関連)	1	発注者に書面で報告(報告対象：レベル1、レベル2及びレベル3の建材) 特定粉じん排出等作業に関する記録を作成 原則提示、監督員から請求があった場合は写しを提出		大気汚染防止法第18条の23	○	○	作業完了時	
	35	休日または夜間の作業連絡	1	受注者は、官公休の休日又は夜間に作業を行う場合は、理由を付した書面を事前提出又は、施工計画書に記載する。(現場上の工事のみ、その他は連絡可)		設標準仕様書1-1-44	○		施工前	
	36	事故報告書	1	事故発生した場合、直ちに監督員に連絡し、事故発生報告書を提出		設標準仕様書1-1-36	○		事故発生時	
	しゅん 工 時	37	しゅん工届	1			契約規則第19条	○		しゅん工時
		38	請求書	1	検査合格後請求		契約約款第33条	○		//
39		仮設水道及び電気使用量報告書	1				○		//	
40		しゅん工図書	(1) 完成図、施工図	1			設標準仕様書1-1-46 設標準仕様書1.7.1	○		//
			(2) 工事記録	1			設標準仕様書1.2.4	○		//
		(2) 品質管理資料	1	測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図表及び度数表、試運転報告書、工場検査・現場試験報告書(性能確認、接地抵抗、絶縁抵抗、単体調整、組合せ試験、気密試験等)		設標準仕様書1-1-46	○		//	
		(3) 出来形管理資料	1	出来形成果表(出来形成果総括表、測定結果総括表、測定結果一覧表及び出来形管理図表)及び出来形図		//	○		//	
		(4) 工事写真	2	全て電子納品 工事記録写真撮影要領参照 ・品質管理について、公的機関等で実施された品質証明書を保管整備できる場合は撮影を省略 ・出来形管理写真について完成後測定可能なものについては、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略。 ・監督員が臨場して段階確認した箇所は出来形管理写真の撮影を省略。		//	○		//	
		(5) マニフェスト管理台帳	1	マニフェスト原本を集計		設標準仕様書1-1-21	○		//	
		(ア) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)	1	マニフェスト原本、受注者保管		//	○		しゅん工時 検査時	
		(イ) 再生資源利用実施書 再生資源利用促進実施書	1	COBRISで作成したCREDAS(様式1、2)打出し 工事登録証明書提出		豊橋市建設部資源リサイクル ガイドライン(案)第18条	○		//	
		(6) 交通誘導警備員報告書	1	交通誘導警備員伝票によりA、Bの人数を確認		警備業法第18条 設標準仕様書1-1-40	○		//	
		(ア) 交通誘導警備員伝票	1				○		//	
		(7) 納品伝票、出荷証明書等	1	出荷証明書は監督員が指示するものを除き不要 施工計画書等に材料規格等を記載の場合は、搬入時の写真で規格証明書に替える事ができる		設標準仕様書1.4.2	○		//	
(8) 溶融スラグ施工管理台帳		1	コンクリート2次製品(様式1)、舗装(様式2) 溶融スラグ使用については監督員協議			○		しゅん工時		
(9) 発生品調査		1			設標準仕様書1-1-20 設標準仕様書1.3.9	○		//		
(10) 社内検査報告書		1				○		//		
(11) 各種取扱説明書、保証書		1			設標準仕様書1.7.3	○		//		
41	建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表	1			設標準仕様書1-1-49	○		//		
42	工事カルテ完成実績情報(コリス)登録	1	請負金額500万円以上、登録は工事完了後営業日10日以内、受注者は「登録のための確認のお願い」を作成し、コリスから専任監督員へ通知 専任監督員は登録確認メールの「登録内容確認書」により登録内容を確認する。		設標準仕様書1-1-7 設標準仕様書1.1.4	-	-			